

日本教育心理学会会則細則

1959年11月1日 制定
'64.10.5, '73.8.25, '81.8.25
'82.11.26, '89.6.17, '93.10.9
'03.5.24, '05.9.18, '08.10.12 一部改定

第I章 通則

第1条 日本教育心理学会会則により、会務総会、理事・監事の選挙、理事長・常任理事の選挙および会費等に関する規程を定める。

第II章 会務総会

第2条 会務総会は理事長が召集する。

第3条 定時総会には次の議題を提出しなければならない。

1. 事業年次報告および収支決算の承認
2. 事業計画および収支予算の審議
3. 次年度の研究発表会の主催者ならびに計画の決定
4. 役員改選年度においては、選挙結果の報告

第4条 会務総会に議案を提出しようとする者は、提案責任者氏名、議題、提案理由の要旨を、会務総会開催10日前までに文書をもって理事長に提出しなければならない。

第III章 理事・監事の選挙

第5条 選挙の管理事務は常任理事会がこれにあたる。常任理事会は役員改選年度5月1日現在の会員名簿によって選挙台帳を作成する。

第6条 理事は全国区理事10名、地方区理事25名の合計35名とする。全国区理事および監事は正会員、名誉会員および終身会員の互選によって選ばれ、地方区理事は北海道、東北、関東、中部、近畿、中国、四国、九州の8地方区から、その地方区に所属する正会員、名誉会員および終身会員の互選によって選ばれる。各地方区ごとの理事の定員はそれぞれの地方区の正会員、名誉会員および終身会員の数に按分して定める。ただし、各地方区から少なくとも理事1名を選出しなければならない。

第7条 正会員、名誉会員および終身会員の地方区は、本人が所属先か自宅どちらかの所在地を選択することができる。ただし、選択がなかった場合には、学会からの機関誌等送付先住所として指定されているほうとする。所属先とは、勤務先、所属団体等、本人が申告したものとする。地方区は、選挙台帳たる会員名簿に明示する。なお、理事任期中は、所属先か自宅の所在地のうちどちらを地方区とするかという選択は変更不可とし、自宅が選択された場合に自宅が他の地方区に移動したり、所属先が選択された場合に所属先が他の地方区に変更になったりした場合には、地方区理事の権利を失い、次点者を繰り上げるものとする。

第8条 理事および監事の選挙は無記名投票による。投票は所定の投票用紙を用いる郵便投票とし、指定の日付までの消印のあるものをもって有効とする。

第9条 投票は全国区理事について2名連記，地方区理事・監事については単記とする。

第10条 当選の決定は得票順による。

1. 同点者の生じた場合は抽選による。
2. 全国区，地方区の両者に当選した者の生じた場合には全国区による当選を先とし，地方区による当選者は次点をもって補なう。
3. 所属地方区の変更その他の理由により欠員の生じた場合には次点者をもって補なう。
4. 前項の規程によって選挙された者の任期は前任者の残りの期間とする。

第11条 理事と監事の両者に当選した者の生じた場合には理事の当選を先とし，監事は次点者を当選とする。

第IV章 理事長・常任理事の選挙

第12条 理事長の選出は新たに選挙された理事による最初の理事会において行う。常任理事の選出は理事長の選出にひきつづいて行う。

第13条 理事長の選挙は単記無記名投票による。投票総数の過半数の票を得たものを理事長とする。過半数を得たものがないときは再度投票を行い，過半数を得るものが出るまでこれをくり返す。

第14条 理事長の選挙については不在者投票を認める。ただし，不在者投票は第1回投票に関してのみ有効とする。

第15条 同一人をひきつづいて3期以上理事長として選出しないことを原則とする。

第16条 常任理事の選挙は3名連記，無記名投票による。当選は得票順とし，同点者の出た場合は抽選による。欠員の生じた場合には次点者をもって補なう。

第17条 同一人をひきつづいて3期以上常任理事として選出しないことを原則とする。

第V章 臨時会費

第18条 総会，研究会等の経費を支弁するため，出席会員および臨時参加者から特別の会費を徴収する。

以 上